



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1091 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防保安課)
- 1092 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1093 " (")
- 1094 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1095 " (")
- 1096 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1097 生活保護法による指定医療機関の廃止 (")
- 1098 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1099 " (")
- 1100 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 1101 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1102 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 1103 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 1104 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 1105 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 1106 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 1107 南部郷土地改良区の解散 (農村計画課)
- 1108 清算法人南部郷土地改良区の清算人の就任 (")

- 1109 保安林子定森林 (森林整備課)
- 1110 " (")
- 1111 平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
- 1112 公共測量の実施 (")
- 1113 " (")
- 1114 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路保全課)
- 1115 道路の区域変更 (")
- 1116 新道路の供用開始等 (")
- 1117 由良都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 1118 道路の位置の指定 (都市政策課)
- *1119 和歌山県証紙売りさばき人の指定 (出納室)

○ 公告

入札公告 (技術調査課)

○ 正誤

平成17年4月1日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第24号中

告 示

和歌山県告示第1091号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 講習の種類
消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習
- 2 講習の日時及び場所
講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会場区分	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
和歌山第1	1	平成17年9月7日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第2	2	平成17年9月7日	午後1時30分から	同上	同上

和歌山第3	3	平成17年9月8日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第4	1	平成17年9月8日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第5	2	平成17年9月9日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第6	3	平成17年9月9日	午後1時30分から	同上	同上
田辺第1	1	平成17年9月27日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
田辺第2	3	平成17年9月27日	午後1時30分から	同上	同上
新宮第1	1	平成17年9月28日	午前9時30分から	東牟婁総合庁舎大会議室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
新宮第2	3	平成17年9月28日	午後1時30分から	同上	同上
有田第1	1	平成17年9月29日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
有田第2	2	平成17年9月29日	午後1時30分から	同上	同上
有田第3	3	平成17年9月30日	午前9時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(1に該当する危険物施設を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円をはり付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成17年8月17日(水)から同月19日(金)までの間に和歌山県危険物安全協会(県庁消防保安課内)、各振興局県民行政部地域行政課又は有田市消防本部において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間

(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

- 7 その他詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第1092号

和歌山県東牟婁郡熊野川町九重の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡熊野川町

2 調査を行った時期

平成15年5月16日から平成17年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡熊野川町九重の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡熊野川町九重の一部地区

5 認証年月日

平成17年7月11日

和歌山県告示第1093号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成16年11月5日から平成17年5月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年7月11日

和歌山県告示第1094号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月24日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年5月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人ドクターマヤ・ケア基金
- 3 代表者の氏名
伊藤眞矢
- 4 主たる事務所の所在地
伊都郡高野口町伏原1005番地の1
- 5 従たる事務所の所在地
伊都郡高野口町伏原1011番地
- 6 定款に記載された目的
この法人は和歌山県民に対して医療活動を通じ、地域社会に密着した介護事業を行い地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1095号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項

の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月26日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年6月26日
- 2 名称
特定非営利活動法人潮岬おもしろんど体験学習推進協議会
- 3 代表者の氏名
藤本光彌
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年及び住民に対して、各種体験学習をとおして青少年の健全育成事業、地域活性化事業、社会福祉事業等を実施し、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋柔 12-17	みやどう整骨院	橋本市城山台2丁目14-14	平成 17.6.28

和歌山県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
海南歯 29-7	田岡歯科医院	海南市日方1290-16	平成 17.6.30
那医 185-14	きしもと耳鼻咽喉科	那賀郡岩出町中迫281番地の6	平成 17.6.30

和歌山県告示第1098号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田歯47-17	真砂歯科診療所	田辺市湊739-12	平成14.5.10
東歯32-17	富澤歯科医院	東牟婁郡串本町串本1844	平成17.6.1
伊医96-17	上田神経科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東171	平成17.7.1

田医143-17	ほんぐうクリニック	田辺市本宮町本宮147-3	平成17.7.1
有医112-17	耳鼻咽喉科ごとう医院	有田郡湯浅町湯浅128-2	平成17.7.1

和歌山県告示第1099号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
田訪5-17	浦公彦	田辺市新万3-19	訪問看護ステーションふるさと	田辺市新万3-19	平成16.4.1

和歌山県告示第1100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		
那医163-11	こんにちはクリニック	しまだ内科クリニック	那賀郡岩出町清水487-1	平成17.6.13

和歌山県告示第1101号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100157118	株式会社クリスタル介護センター	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目14番9号	雨田武史	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成17.6.30

和歌山県告示第1102号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200193112	株式会社クリスタル介護センター	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目14番9号	雨田武史	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成17.6.30

和歌山県告示第1103号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があ

ったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
---------	--------	------------	--------	--------	---------	---------	-------

30000300 142118	株式会社クリスタル介護センター	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目14番9号	雨田武史	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護(知的障害児のみ)	平成 17.6.30
--------------------	-----------------	----------------------	------	---------	---------------	--	---------------

和歌山県告示第1104号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 157118	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5丁目20番7号	嶋岡学	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成 17.7.1
30000100 169113	有限会社グループホーム開門荘	東牟婁郡熊野川町日足752	須川千代	訪問介護くまのがわ	東牟婁郡熊野川町日足753	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成 17.7.1

和歌山県告示第1105号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 193112	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5丁目20番7号	嶋岡学	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.7.1
30000200 209116	有限会社グループホーム開門荘	東牟婁郡熊野川町日足752	須川千代	訪問介護くまのがわ	東牟婁郡熊野川町日足753	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.7.1

和歌山県告示第1106号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 142118	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5丁目20番7号	嶋岡学	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2番地の6	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的障害児のみ)	平成 17.7.1
30000300 154113	有限会社グループホーム開門荘	東牟婁郡熊野川町日足752	須川千代	訪問介護くまのがわ	東牟婁郡熊野川町日足753	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的障害児のみ)	平成 17.7.1

和歌山県告示第1107号

南部郷土地改良区は、平成17年7月22日解散したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1108号

清算法人南部郷土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)

第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

就任した清算人

氏名 住所
武市弘 日高郡みなべ町晩稲1255番地

和歌山県告示第1109号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上野字大谷16、16の3
(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷16・16の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1110号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市長野字左本1842の1・1842の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1111号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事業

平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に定める、競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)

(ウ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(エ) 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)及び(ウ)については、構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム用)

(イ) 要綱第9条に定める、競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)

(ウ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(エ) コンソーシアム協定書(コンソーシアムの構

成員間で締結したもの)

(オ)和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のアの(ア)及び(ウ)又は(1)のイの(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる申請書類の用紙と質問書については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年7月22日(金)から平成17年7月29日(金)までの土曜日及び日曜日を除く、毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年7月29日(金)から平成17年8月10日(金)までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館中会議室

(2) 日時

平成17年7月28日(木)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年8月1日(月)から平成17年8月10日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3081
FAX番号 073-428-1810

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定までの間において次の要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)であって、2の(1)のアの(エ)又は2の(1)のイの(オ)に掲げる提案書において、和歌山県の示す仕様を全て満足するものを提出したものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参

加を排除されている者ではないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。ただし、登録されていない者にあつては、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務における競争入札参加資格結果通知書により平成17年8月17日(水)までに通知する。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成17年8月23日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年8月25日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1112号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通大臣から公共測量を実施する旨通知があつたので、次のとおり公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 作業の種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで
 3 作業地域 和歌山市、海南市、田辺市

和歌山県告示第1113号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき大阪国税局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(森林調査)
 2 作業期間 平成17年9月1日から平成17年11月30日まで
 3 作業地域 田辺市
 日高郡みなべ町、日高川町
 西牟婁郡上富田町、日置川町、すさみ町
 東牟婁郡串本町

和歌山県告示第1114号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

道路の種類及び路線名	区 間
県道和歌山野上線	和歌山市岡山丁97番から田中町2丁目42番まで

和歌山県告示第1115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡野上町大字東野字森坪39番6地先から同町大字西野宮ノ森25番7地先まで	旧	2.50 } 3.60	395.40	
同上	旧	3.90 } 6.70	334.40	

同上	新	3.90 } 6.70	334.40	
----	---	-------------------	--------	--

和歌山県告示第1116号

平成17年和歌山県告示第1115号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年7月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
由良町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
由良都市計画下水道事業 由良町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成15年3月24日
至 平成21年3月31日
- 4 事業地
 (1) 収用の部分
和歌山県日高郡由良町大字阿戸字秀・下崎
 (2) 使用の部分
和歌山県日高郡由良町大字阿古字下崎・白木

和歌山県告示第1118号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 住 氏	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2820	那賀郡岩出町大字吉田字森ノ下138番1の一部	和歌山市新生町2番5号東不動産株式会社代表取締役東行男	平成17.7.11	6.00	37.15

和歌山県告示第1119号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第6条第1項の規定により、和歌山県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

氏名	住所	指定年月日	売りさばき所
尾崎剛	御坊市塩屋町南塩屋107番地	平成17.7.11	御坊市菌350御坊商工会館1階尾崎行政書士事務所

公 告

入 札 公 告

平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年7月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成17年度CALS/EC第1号

(2) 委託業務の名称

和歌山県CALS/EC導入支援委託業務

(3) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(4) 成果品の納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

(5) 委託業務の履行期間

契約の日の翌日から平成18年3月24日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第1111号に規定する平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成17年7月22日(金)から平成17年7月29日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年7月29日(金)から平成17年8月10日(水)までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館中会議室

(2) 日時

平成17年7月28日(木)午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館407号室

イ 入札日時

平成17年8月26日(金)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成17年度CALS/EC第1号和歌山県CALS/EC導入支援委託業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封の上、平成17年8月26日(金)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができる場合は、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者の委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

(2) 本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、情報システムの契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱第15条に掲げる参加停

止措置を受けて参加停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが(1)又は(2)に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

FAX番号 073-428-1810

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

正

誤

平成17年4月1日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理
委員会告示第24号中

正 誤

ページ	段	行目	誤	正		
2	左	下から 16	委員長 北村亮三	委員長臨時職務代理者 宗正彦		
	右	上から 2	海南市下津町大字小原9の1	海南市下津町小原9の1		
		上から 3	海南市下津町大字下津3066の16	海南市下津町下津3066の16		
		上から 4	海南市下津町大字下津303	海南市下津町下津303		
		上から 5	海南市下津町大字下津1293の2	海南市下津町下津1293の2		
		上から 6	海南市下津町大字下津2095の1	海南市下津町下津2095の1		
		上から 7	海南市下津町大字小松原149	海南市下津町小松原149		
		上から 8	海南市下津町大字曾根田1037	海南市下津町曾根田1037		
		上から 9	海南市下津町大字引尾75			
		上から 10	海南市下津町大字小原278の3	海南市下津町小原278の3		
		上から 11	海南市下津町大字青枝411の1	海南市下津町青枝411の1		
		上から 12	海南市下津町大字中378の2	海南市下津町中378の2		
		上から 13	海南市下津町大字上48の7	海南市下津町上48の7		
		上から 14	海南市下津町大字梅田24の7	海南市下津町梅田24の7		
		上から 15	海南市下津町大字下津500の1	海南市下津町下津500の1		
		上から 20	下津町立体育館	下津体育館		
		上から 22	下津町立脇の浜児童館	脇の浜児童館		
		上から 23	下津町立新田児童館	新田児童館		
		上から 24	下津町立西児童館	西児童館		
		上から 25	下津町立小松原児童館	小松原児童館		
		上から 26	下津町立曾根田児童館	曾根田児童館		
		上から 27	下津町立仁義児童館			
		上から 28	下津町立小原児童館	小原児童館		
		上から 29	下津町立青枝児童館	青枝児童館		
		上から 30	下津町立中児童館	中児童館		
		上から 31	下津町立方集会所	方集会所		
		上から 32	下津町立梅田児童館	梅田児童館		
		上から 33	下津町民交流センター	海南市民交流センター		
		3	左	上から 47	老人憩いの家「喜楽荘」	串本町老人憩いの家「喜楽荘」
				上から 48	古座町老人憩いの家「福寿荘」	串本町老人憩いの家「福寿荘」
				上から 50	古座町目津大浦地区集会所	目津大浦地区集会所
				上から 53	古座町消防団拠点施設	串本町消防団拠点施設